

## 化学肥料の2割削減に向けた

### 取り組みを支援します（第3・4期）

- ◆国は、令和5年度、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向け、各市町村単位の取組を支援する「化学肥料低減定着事業」を実施します。
- ◆本町での第3・4期公募における取組内容については、次のとおりです。
  - 取組メニュー：国内資源活用肥料の利用拡大支援  
農業者が製糖工場から排出されるバラ石灰ケーキの散布について、事業者と契約を締結した場合、石灰ケーキ散布料の一部を支援します。  
（散布料の1／2以内の支援金を給付します。）
  - 対象期間：令和6年1月末日までに散布契約を締結し、令和5年6月1日から令和6年3月末日までに散布するものが対象となります。
- ◆第3・4期公募における支援金の交付上限額は、1,000万円ですので、対象期間における石灰ケーキの散布数量によっては、農業者への支援金の給付額が減少することがあります。
- ◆農業者への支援金は、芽室町農業協同組合が芽室町農業再生協議会（事務局：町農林課農業振興係）に対し、石灰ケーキを散布した農業者分の申請を行い、決定後に農協から農業者に支援金が振り込まれます。  
（個人申請ではありません。）
- ◆なお、令和5年度中に散布したバラ石灰ケーキが支援金の対象となるかどうかは、芽室町農業協同組合購買課にお問い合わせください。

【本事業に関するお問い合わせ先】 芽室町農業再生協議会

事務局：芽室町役場農林課農業振興係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-nougyou@memuro.net